

業務及び財産の状況に関する説明書

【２０２６年３月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、インターネットの利用その他の方法により公表するために作成したものです。

ワイエム証券株式会社

目 次

	頁
I. 当社の概況及び組織に関する事項	1
1. 商号	1
2. 登録年月日	1
3. 沿革及び経営の組織	1
4. 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合	3
5. 役員の氏名又は名称	3
6. 政令で定める使用人の氏名	3
7. 業務の種別	3
8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	4
9. 他に行っている事業の種類	5
10. 苦情処理及び紛争解決の体制	5
11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	6
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	6
13. 加入する投資者保護基金の名称	6
II. 業務の状況に関する事項	7
1. 当期の業務の概要	7
2. 業務の状況を示す指標	8
III. 財産の状況に関する事項	11
1. 経理の状況	11
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	20
3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益	20
4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益	20
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	20
IV. 管理の状況	21
1. 内部管理の状況の概要	21
2. 分別管理等の状況	23
V. 連結子会社等の状況に関する事項	25
VI. 当社の概況及び組織に関する追記事項	25

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商 号 ワイエム証券株式会社

2. 登録年月日（登録番号） 2007 年 9 月 30 日（中国財務局長（金商）第 8 号）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

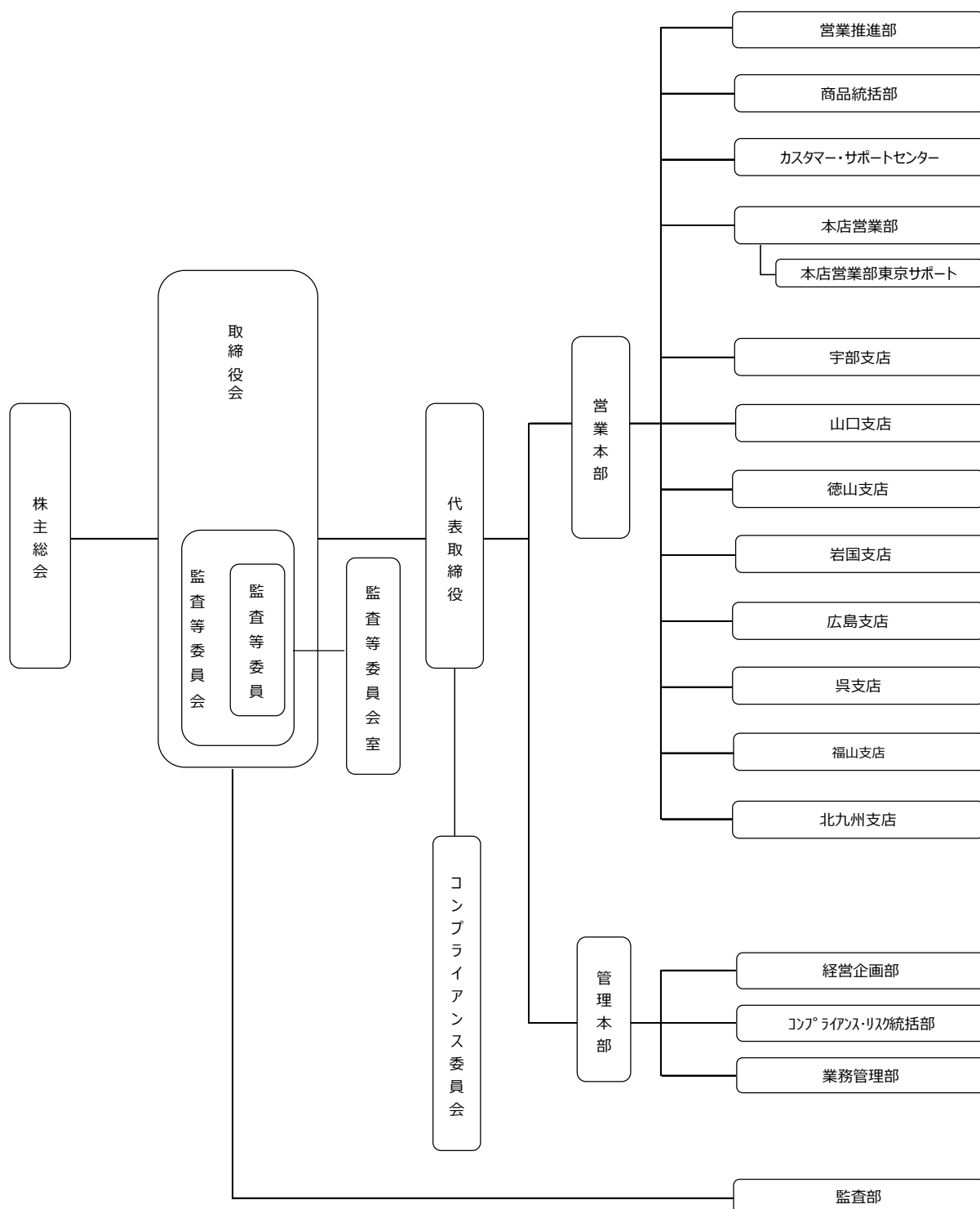
年 月	沿 革
2007 年 7 月	(株)山口フィナンシャルグループ と東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)との共同出資により設立
2007 年 8 月	証券取引法に基づき証券業登録
2007 年 9 月	金融商品取引法に基づき金融商品取引業者登録
2007 年 10 月	下関市にて本店営業部営業開始
2008 年 4 月	資本金を 10 億円から 12 億 7 千万円へ増資
2015 年 6 月	監査等委員会設置会社へ移行
2019 年 9 月	金融商品取引法第 29 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる事項に係る変更登録

(2) 経営の組織

当社の経営組織の概要は次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

組 織 図



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数（株）	割合（％）
1. 株式会社山口フィナンシャルグループ	1,464	60.00
2. 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	976	40.00
計 2 名	2,440	100.00

5. 役員の氏名又は名称

(2026 年 3 月 31 日現在)

役 職 名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	森藤 清政	有	常 勤
代表取締役副社長	黒崎 陽介	有	常 勤
専 務 取 締 役	岡 誠一郎	無	常 勤
取 締 役	山田 昌樹	無	常 勤
取 締 役	鶴井 徳子	無	非常勤
取締役 監査等委員	安富 嘉朗	無	常 勤
取締役 監査等委員	多賀 秀行	無	非常勤
取締役 監査等委員	原田 浩二	無	非常勤

(注 1) 取締役監査等委員の多賀秀行及び原田浩二の 2 氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

(注 2) 2026 年 4 月 1 日以降に変更のあった事項を 25 ページに記載しております。

6. 政令で定める使用人の氏名

金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

(2026 年 3 月 31 日現在)

氏 名	役 職 名
林 晃 平	コンプライアンス・リスク統括部長
向 井 道 貴	監査部長

7. 業務の種別

(1) 金融商品取引業（金融商品取引法第 2 条第 8 項）

業 務 の 種 別
法第 2 条第 8 項第 1 号から第 3 号、第 8 号、第 9 号、第 13 号、第 16 号及び第 17 号に定める行為又は業務

(2) 金融商品取引業に付随する業務（金融商品取引法第35条第1項）

業 務 の 種 別
① 有価証券の貸借業務
② 信用取引に付随する金銭の貸付業務
③ 有価証券に関する顧客の代理業務
④ 受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払いに係る代理業務
⑤ 投資証券等に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払いに係る代理業務
⑥ 累積投資契約の締結業務
⑦ 有価証券に関する情報の提供又は助言業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	山口県下関市竹崎町四丁目7番24号 〒750-0025 TEL083-223-0186
本店営業部	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号（山口銀行本店営業部内） 〒750-8603 TEL083-223-1234
広島支店	広島県広島市中区袋町5番25号（山口銀行広島支店内） 〒730-0036 TEL082-546-1250
山口支店	山口県山口市駅通り二丁目5番5号（山口銀行山口支店内） 〒753-0048 TEL083-933-1000
北九州支店	福岡県北九州市小倉北区堺町一丁目6番15号 〒802-0005 TEL093-513-1211
岩国支店	山口県岩国市麻里布町一丁目8番4号（山口銀行岩国支店内） 〒740-0018 TEL0827-30-1671
宇部支店	山口県宇部市新天町一丁目1番11号（山口銀行宇部支店内） 〒755-0029 TEL0836-29-6881
徳山支店	山口県周南市桜馬場通一丁目1番（山口銀行徳山支店内） 〒745-0011 TEL0834-27-1561
福山支店	広島県福山市延広町1番28号（もみじ銀行福山支店内） 〒720-0064 TEL084-973-8822
呉支店	広島県呉市本通二丁目3番7号（もみじ銀行呉営業部内） 〒737-0045 TEL0823-32-8011
カスタマー・サポートセンター	広島県広島市中区袋町5番25号 〒730-0036 TEL0120-789-902

9. 他に行っている事業の種類

金融商品取引法第35条第2項第7号に規定する顧客に対し他の事業者の紹介を行う業務。

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

当社は、以下の通り苦情処理・紛争解決手続を実施するための措置を講じています。

【苦情処理・紛争解決に係る業務運営体制】

(1) 苦情処理・紛争解決を図るための措置

① 当社は、指定紛争解決機関である特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) との間で手続実施基本契約を締結する措置を講じます。

※ FINMAC は、日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会を含む金融商品取引業協会4団体共同により設立された機関であり、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく法務大臣の認証並びに金融商品取引法に基づく認定投資者保護団体としての認定、及び指定紛争解決機関として指定を受け、金融商品取引の勧誘や制度等に関するお客様からの相談や苦情の受付窓口として、又金融商品取引に関するお客様と金融取引業者との紛争を解決するための「あっせん」の窓口として、公正中立な立場から迅速かつ透明度の高い紛争解決サービスの提供を行っています。

※ 指定紛争解決機関は、金融機関と締結する手続実施基本契約に基づき、次に掲げる苦情処理・紛争解決手続を実施します。

- ・加入金融機関のお客様から苦情の解決の申立てがあったときは、その相談に応じ、そのお客様に必要な助言をし、事情を調査するとともに、当該金融機関に対し、苦情の内容を通知してその迅速な処理を求める。
- ・当事者より紛争の解決の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任し、当該紛争解決委員は、和解案を作成し、その受諾を勧告し、又は特別調停をする。

② 当社は、金商法第156条の38第4項に規定する「特定投資助言・代理業務」に関する苦情処理措置として、金融商品取引業等に関する内閣府令第115条の2第1項第1号の規定に基づき、業務運営体制及び社内規則を整備する措置及び当該業務に関する紛争解決措置として、同条第2項第2号の規定に基づき、「山口県弁護士会仲裁センター」を利用する措置を採っています。

(2) 苦情・紛争の受付窓口

当社は、下表に掲げる受付窓口において、お客様よりの苦情又は紛争のお申出を受付させていただきます。

受付窓口	お申出先	対象とする業務	苦情	紛争
当社受付窓口	お取引のある本支店等又はコンプライアンス・リスク統括部お客様相談窓口 山口県下関市竹崎町四丁目7番24号 エストラスト下関センタービル9階 電話番号：083-223-0190	金融商品取引業務	◎	◎

受付窓口	お申出先	対象とする業務	苦情	紛争
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談 センター (FINMAC)	電話番号：0120-64-5005 (フリーダイヤル) 受付時間：月曜日から金曜日までの 9：00-17：00（振替休日を含む祝日、12月 31日～1月3日を除く）	金融商品 取引業務	◎	◎
山口県弁護士会仲裁センター	電話番号：0570-064-490 (フリーダイヤル) 受付時間：9：00-17：00（土・日曜・祝日 を除く）	特定投資 助言・ 代理業務	◎	◎

※ FINMAC においては、当社の行う金融商品取引業者としての業務に伴う苦情又は紛争のお申出を受付させていただきます。

※ 山口県弁護士会仲裁センターにおいては、当社の特定投資助言・代理業務に伴う苦情又は紛争のお申出を受付させていただきます。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

日本証券業協会

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当ありません

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

Ⅱ. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

当期の国内経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が堅調に推移し、景気は緩やかな回復基調を維持しました。また、企業の設備投資は米国通商政策の影響で伸び悩む局面も見られましたが、省力化・デジタル化のための投資意欲は旺盛で、底堅く推移しました。

世界経済は、緩やかな拡大が続きました。依然として米国政府の経済・通商政策の動向や中国経済の先行き不透明な状況が続いていますが、人工知能（A I）投資の本格化等が支えとなりました。ロシア・ウクライナ戦争の長期化や米国のイラン攻撃による中東情勢の緊迫化により資源供給の不確実性が高まり、物価・景況感や金融市場の変動要因となっています。

国内株式市場において、日経平均株価は期初 35,961 円で始まりしました。米政権による相互関税の発表を受けて大幅安となり、4月上旬に一時 31,000 円を下回る水準まで急落しましたが、関税措置の猶予期間設定や日本企業の積極的な株主還元が支えとなり、6月には 40,000 円台を回復しました。その後は、米連邦準備制度理事会（F R B）による早期利下げ観測の高まりや日米関税合意などを背景に堅調に推移しました。10月には、高市内閣の発足により、積極的な財政拡張と金融緩和への期待から、歴史的な節目となる 50,000 円の大台を突破しました。2月には、衆院選での自民党大勝を受けて積極財政への期待、日銀の早期利上げ観測の後退から、国内外の投資家から日本株への資金流入が進み、2月27日には終値で 58,850 円を付け史上最高値を更新しましたが、翌日の2月28日に米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃が開始され、原油高・地政学リスクの高まりを受けて下落基調が続き、3月末は 51,063 円で取引を終えています。

米国株式市場において、ダウ工業株 30 種平均は期初 41,879 米ドルで始まりましたが、トランプ大統領による相互関税の発表を受け、4月7日に 36,611 米ドルまで下落しました。9月に F R B が 9 カ月ぶりに政策金利を引き下げたことから、米国経済の先行き不透明感が和らぎ、株価は上昇基調で推移しました。12月には F R B で 3 会合連続の利下げが実施され、雇用統計や個人消費関連指標が総じて堅調であったことから、2月10日には 50,188 米ドルを付け史上最高値を更新しましたが、米国のイラン攻撃によるエネルギー価格上昇の影響等により下落基調となり、3月末は 46,341 米ドルで取引を終えています。

このようなマーケット環境の中、2025 年度は「お客さまの課題解決に資する高度なコンサルティングの実践」、「お客さまの資産価値最大化」、「経営資源のリアロケーションによる生産性の向上」の基本方針のもとで営業に取り組みました。

投資信託は、安定的に収益の獲得を目指しながら、お客さまの資金ニーズに応じた分配金支払いを選択できる「資産成長型・資産取崩し型」コースのある商品を導入したほか、中長期的に成長が期待できる新興国へ投資する商品、既存商品で品薄となっている日本株へ投資する商品などの取扱いを開始し、幅広い商品性を有するラインアップを取り揃えました。一方で、既存商品のパフォーマンス評価及び類似商品の見直し等により、厳選した商品ラインアップの整備に取り組みました。

安定的なストック収益の拡大に向けて、ポートフォリオ営業により、ストック資産（投資信託・ファンドラップ）の残高積上げに継続的に取り組んできた結果、2025 年度の投資信託の残高は、183,547 百万円（前期比 24,030 百万円増加）、ファンドラップの残高は 13,896 百万円（同 4,207 百

万円増加）となりました。

外国債券は、先進国通貨建債券の計画的な売出しや既発債券の商品拡充による販売増により、残高は 10,826 百万円（同 1,634 百万円増加）となりました。また、国内債券においても金利上昇による債券ニーズの高まりから、残高は 46,701 百万円（同 12,179 百万円増加）となりました。

なお、仕組債はお客さまの中長期的な資産形成に資するとはいえないため、山口フィナンシャルグループの統一した方針により 2022 年 10 月から全面的に販売を停止しており、再開の予定はありません。

このような状況のもと、営業収益は 3,896 百万円（同 305 百万円減少）となりましたが、取引関係費も 1,623 百万円（同 270 百万円減少）に減少したことから、結果として経常利益は 413 百万円（同 49 百万円減少）となりました。

なお、特別損失として、広島支店移転に伴う廃棄設備を固定資産除却損として 4 百万円計上し、当期純利益は 346 百万円（同 68 百万円減少）となりました。

2. 業務の状況を示す指標

（1）経営成績等の推移

（単位：百万円）

	2026 年 3 月期	2025 年 3 月期	2024 年 3 月期
資 本 金	1,270	1,270	1,270
発行済株式総数	2,440 株 (うち優先株式 0 株)	2,440 株 (うち優先株式 0 株)	2,440 株 (うち優先株式 0 株)
営 業 収 益	3,896	4,201	4,494
受 入 手 数 料	3,673	3,905	4,108
委託手数料	1,147	1,046	1,452
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱い手数料	1,107	1,520	1,561
その他の受入手数料	1,417	1,338	1,094
(外貨 MMF 信託手数料)	(12)	(11)	(10)
(ラップ代理業務報酬)	(86)	(62)	(42)
トレーディング損益	196	279	367
株券等	128	193	281
債券等	33	50	58
その他	34	35	27
(外国為替取引損益)	(34)	(35)	(27)

（単位：百万円）

	2026 年 3 月期	2025 年 3 月期	2024 年 3 月期
純 営 業 収 益	3,881	4,193	4,477
経 常 損 益	413	462	321
当 期 純 損 益	346	414	277

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）

（単位：百万円）

	2026年3月期	2025年3月期	2024年3月期
自 己	23,991	35,859	49,074
委 託	156,834	138,691	186,790
計	180,826	174,551	235,864

①-2 株券の売買高の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に係るものに限る。）

該当ありません。

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）

（単位：千株、百万円）

区 分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
2026年3月期	株 券	—	—	14	42	—	—
	国債証券	—		4,915		—	—
	地方債証券	—		—		—	—
	特殊債券	—	—	130	—	—	—
	社債券	—	—	3,700	970	—	—
	受益証券			138,598	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
2025年3月期	株 券	—	—	127	230	—	—
	国債証券	—		1,133		—	—
	地方債証券	—		—		—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	7,760	700	—	—
	受益証券			140,605	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
2024年3月期	株 券	—	—	30	292	—	—
	国債証券	—		579		—	—
	地方債証券	—		—		—	—
	特殊債券	—	—	75	—	—	—
	社債券	—	—	835	1,701	—	—
	受益証券			157,786	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—

②-2 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るものに限る。）

該当ありません。

②-3 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

該当ありません。

（３）その他業務の状況

保護預り残高等

	株 券	公社債	受益証券	その他
2026 年 3 月期	117,911 千株	46,821 百万円	206,039 百万口	18 百万円
2025 年 3 月期	116,319 千株	47,274 百万円	212,990 百万口	13 百万円
2024 年 3 月期	110,642 千株	38,616 百万円	209,761 百万口	16 百万円

*保護預り以外の業務については、経営に与える影響度が少ないため省略しております。

（４）自己資本規制比率の状況

（単位：％、百万円）

	2026 年 3 月期	2025 年 3 月期	2024 年 3 月期
自己資本規制比率（ $A/B \times 100$ ）	689.0	1,079.6	1,011.2
固定化されていない自己資本（A）	4,548	7,186	6,801
リスク相当額（B）	660	665	672
市場リスク相当額	1	1	1
取引先リスク相当額	136	137	149
基礎的リスク相当額	521	525	521
暗号資産等による控除額	-	-	-

（５）使用人の総数及び外務員の総数

（単位：名）

	2026 年 3 月期	2025 年 3 月期	2024 年 3 月期
使 用 人	144	150	154
（うち外務員）	144	150	154

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2026/3 期	2025/3 期	科 目	2026/3 期	2025/3 期
現金及び預金	6,681	6,905	信用取引負債	178	174
預託金	2,873	3,211	預り金	4,557	3,599
約定見返勘定	531	776	受入保証金	53	33
信用取引資産	178	174	短期借入金	1,000	-
短期差入保証金	200	100	未払金	41	32
前払費用	10	7	未払費用	148	161
未収入金	18	17	未払法人税等	39	57
未収収益	196	190	賞与引当金	91	92
未収還付法人税等	0	-	リース負債	8	5
貸倒引当金	△0	△0			
流動資産計	10,690	11,383	流動負債計	6,120	4,156
有形固定資産	42	38	役員退職慰労引当金	-	3
(建物)	17	19	役員株式給付引当金	-	23
(器具・備品)	8	9	リース負債	11	5
(リース資産)	17	9	固定負債計	11	32
無形固定資産	41	50	金融商品取引責任準備金	19	19
投資その他の資産	129	144	引当金計	19	19
(長期差入保証金)	15	33	負債合計	6,151	4,208
(長期前払費用)	0	0	株主資本		
(繰延税金資産)	112	109	資本金	1,270	1,270
(その他)	1	1	資本剰余金	1,270	1,270
固定資産計	214	234	利益剰余金	2,213	4,868
資産合計	10,904	11,617	(うち当期損益)	346	414
			純資産合計	4,753	7,408
			負債・純資産合計	10,904	11,617

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	2026/3 期	2025/3 期
営 業 収 益	3,896	4,201
(受 入 手 数 料)	(3,673)	(3,905)
(ト レ ー デ ィ ン グ 損 益)	(196)	(279)
(金 融 収 益)	(26)	(17)
金 融 費 用	14	7
純 営 業 収 益	3,881	4,193
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,469	3,731
(取 引 関 係 費)	(1,623)	(1,894)
(人 件 費)	(1,114)	(1,138)
(不 動 産 関 係 費)	(196)	(186)
(事 務 費)	(461)	(433)
(減 価 償 却 費)	(25)	(28)
(租 税 公 課)	(32)	(32)
(そ の 他)	(15)	(16)
営 業 損 益	412	462
営 業 外 損 益	1	0
経 常 損 益	413	462
特 別 損 益	△4	△3
税 引 前 当 期 純 益	408	459
法 人 税 等	65	75
法 人 税 等 調 整 額	△2	△30
当 期 純 損 益	346	414

(3) 株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日-2026 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本計	
		資 本 準備金	資本剰余 金合計	繰越利益 剰余金	利益剰 余金合計		
当期首残高	1, 270	1, 270	1, 270	4, 868	4, 868	7, 408	7, 408
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	346	346	346	346
剰余金の配当	—	—	—	△3, 001	△3, 001	△3, 001	△3, 001
当期変動額合計	—	—	—	△2, 655	△2, 655	△2, 655	△2, 655
当期末残高	1, 270	1, 270	1, 270	2, 213	2, 213	4, 753	4, 753

(2024 年 4 月 1 日-2025 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本計	
		資 本 準備金	資本剰余 金合計	繰越利益 剰余金	利益剰 余金合計		
当期首残高	1, 270	1, 270	1, 270	4, 454	4, 454	6, 994	6, 994
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	414	414	414	414
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	414	414	414	414
当期末残高	1, 270	1, 270	1, 270	4, 868	4, 868	7, 408	7, 408

(4) 注記

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」(2006年2月7日法務省令第13号)並びに同規則第146条第1項に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(1974年11月14日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成しております。

なお、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法については、時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については同質の顧客を有する企業等の引当率を参考に、合理的な方法で算出し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

主な収益を以下のとおり認識しております。

「委託手数料」においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買執行サービス等を履行する業務を負っております。当履行義務は、当社が注文を執行する都度充足されることから、約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払を受けております。

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」においては、有価証券の引受会社等との契約に基づき、募集・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、募集等の申し込みが完了した時点で充足されることから、募集等申込日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である募集等申込日から払込日又は受渡日等までに支払を受けております。

「その他の受入手数料」は、主に「代理事務手数料」となります。

「代理事務手数料」においては、主に投信委託会社等との契約に基づき、募集・販売の取扱い等に関する代理事務を履行する義務を負っております。取引価格は投資信託の純資産等を参照して算定されます。当履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、多くの場合、投資信託等の決算日後から数営業日以内に支払を受けております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（2）「トレーディング商品」に属する商品有価証券等の売買時の会計処理の方法

「トレーディング商品」に属する商品有価証券等の売買時の会計処理は、買い約定時には未払金、売り約定時には未収入金に相当する「約定見返勘定」により借方の金額と貸方の金額を相殺して計上し処理しています。

[重要な会計上の見積り]

1. 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度における「繰延税金資産」の貸借対照表計上額は112,405千円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 算出方法

将来の利益計画により見積もられた課税所得及び一時差異のスケジューリングに基づき、繰延税金資産を計上しております。

b. 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、取締役会が承認した利益計画に基づいております。当該利益計画は、将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、各種施策による安定的な収益の確保を主要な仮定として織り込んでおります。

c. 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の各種施策による収益の確保の予測は高い不確実性を伴うことから、翌事業年度において実績が計画を下回った場合には、将来の課税所得の見積りに重要な影響を及ぼし、その結果として繰延税金資産の取崩しが生じる可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額
 - (1) 差入れをした有価証券の時価額 一千円
 - (2) 差入れを受けた有価証券の時価額 234,260 千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 224,575 千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務
 - 短期金銭債務 11,235 千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業費用 1,120,707 千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式数

普通株式 2,440 株

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

- ① 決議日 2025 年 5 月 8 日
- ② 株式の種類 普通株式
- ③ 配当金の総額 3,001,200 千円
- ④ 配当の原資 利益剰余金
- ⑤ 一株当たりの配当額 1,230,000 円
- ⑥ 基準日 2025 年 3 月 31 日
- ⑦ 効力発生日 2025 年 6 月 25 日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの。
該当ありません。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は次のとおりであります。

＜繰延税金資産＞

1. 繰越欠損金	95,385 千円
2. 賞与引当金	28,837 千円
3. 未払事業税	5,222 千円
4. 減損損失否認額	311 千円
5. 金融商品取引責任準備金	6,088 千円
6. 貯蔵品	5 千円
7. 貸倒引当金	9 千円
8. ゴルフ会員権	1,154 千円
繰延税金資産小計	137,013 千円
評価性引当金	△24,607 千円
繰延税金資産合計	112,405 千円

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券の売買の取次ぎ、販売等の金融商品取引業を行っております。事業を行うため、資金の状況によって銀行借入れによる資金調達を行っております。また、信用取引顧客の約定に伴い、東海東京証券株式会社から資金調達を行っております。

当社では、資産及び負債を「リスク管理規程」に基づき管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、国内の金融機関への預金及び現金、預託金、東海東京証券株式会社への差入保証金、信用取引顧客に対する貸付金であり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき取引する有価証券は、主に株式、債券等であり、顧客の資金運用に対応するために顧客と取引するトレーディング業務に関するものであります。これらはそれぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、信用リスクを「信用リスク管理規程」に基づき、あらかじめ定めた限度額の範囲内で収めることで管理を行っております。

②市場リスクの管理

当社は、市場リスクを「市場リスク管理規程」に基づき、あらかじめ定めた限度額の範囲内で収めることで管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 資産

現金及び預金、預託金、約定見返勘定、信用取引資産、短期差入保証金は、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 負債

信用取引負債、預り金、受入保証金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱山口フィナン シャルグループ	被所有 直接60%	社員等の人 的援助	出向者費用(注1) サーバー利用料等	690,652 37,882	未払金	11,235
その他の 関係会社	東海東京フィナンシャ ル・ホールディングス㈱	被所有 直接40%	社員等の人 的援助	出向者費用(注1)	381,984	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者費用については、取引内容に鑑み、関連して発生するコストや果たされる機能等の要素を勘案して株式会社山口フィナンシャルグループ・東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社と検討・協議のうえ決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

該当ありません。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	(株)山口銀行	—	証券取引の 仲介 借入銀行	株式等売買金額	3,196,994	現金及び預金	4,755,577
				仲介紹介手数料(注 2)	720,327	未払費用	51,536
				資金の借入	3,000,000	短期借入金(注 1)	1,000,000
				資金の返済	2,000,000	前払費用	1,748
				借入金支払利息(注 1)	11,374		
親会社の 子会社	(株)もみじ銀行	—	証券取引の 仲介	株式等売買金額	725,015	現金及び預金	350,892
				仲介紹介手数料(注 2)	437,768	未払費用	33,078
親会社の 子会社	(株)北九州銀行	—	証券取引の 仲介	株式等売買金額	2,030,812	現金及び預金	205,815
				仲介紹介手数料(注 2)	97,124	未払費用	10,642
親会社の 子会社	ワイエムアセッ トマネジメント (株)	—	投資信託の 委託会社	投信売買金額	1,434,055	—	—
				投資信託代 hands 手数料	114,753		
その他の 関係会社 の子会社	東海東京証券(株)	—	社員等の人的援助 証券取引の 仲介	有価証券の売買金額	177,887,496		
				信用取引借入金額	138,596	信用取引借入金(注 3)	178,421
				(平残)			
				国内外債券販売手数料等(注 4)	55,683	信用取引借証券担保金	—
				信用取引支払利息 (注 4)	3,898	短期差入保証金	200,000
その他の 関係会社 の子会社	東海東京ビジネスサービス(株)	—	業務の支援	事務委託費(注 5)	424,390	未払費用	45,021
						内通信費・運送費	1,867
						営業情報費	1,945
						器具備品賃借料	4,558
						修繕保守料	2,198
						事務委託費他	34,451

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 短期借入金については、借入利率は市場金利を勘案して親会社グループ内の取引条件を踏まえ決定しております。

(注 2) 仲介紹介手数料については、取引内容に鑑み、関連して発生するコストや果たされる機能等の要素を勘案して株式会社山口フィナンシャルグループと検討・協議のうえ決定しております。

(注 3) 信用取引借入金については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保として信用取引差入金を差入れております。

(注 4) 国内外債券販売手数料等及び信用取引支払利息については、取引内容に鑑み、関連して発生するコストや果たされる機能等の要素を勘案して東海東京証券株式会社と検討・協議のうえ決定しております。

(注 5) 事務委託費については、取引内容に鑑み、関連して発生するコストや果たされる機能等の要素を勘案して東海東京ビジネスサービス株式会社と検討・協議のうえ決定しております。

4. 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,948,149 円 08 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 141,868 円 73 銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当ありません。

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(1) 短期借入金

(単位：百万円)

2026 年 3 月期		2025 年 3 月期	
借入先	金額	借入先	金額
(株)山口銀行	1,000	該当ありません	—

(2) 長期借入金

該当ありません。

(3) 信用取引借入金

(単位：百万円)

2026 年 3 月期		2025 年 3 月期	
借入先	金額	借入先	金額
東海東京証券(株)	178	東海東京証券(株)	174

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

該当ありません。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当ありません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号に基づき、当事業年度の計算書類及びその附属明細書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

お客様が当社でお取引いただくにあたってのお取引口座開設から注文並びに執行、清算そして有価証券の保護預りにいたるまで、専任の担当者を配置して、適正かつ迅速な処理を心がけております。

法令・諸規則を遵守した営業と事故の未然防止を図るため、各営業店には内部管理責任者を配置し、本社においては、コンプライアンス・リスク統括部が日常的にチェックを行っており、お客様からのお問い合わせに対しても「お客様相談窓口」を設け、即応できる体制を整えております。

内部監査体制として、独立した監査部が法令等遵守及びリスク管理を含む内部管理体制の適切性及び有効性を検証及び評価するとともに、業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることを目的として、内部監査を行っております。なお、お客様からお預りしております金銭・有価証券につきましては、当社の財産と区分して法令の定めるところにしたがって分別管理を実施しております。

<コンプライアンス・リスク統括部の業務分掌>

コンプライアンス・リスク統括部は、次の事項を分掌する。

1. コンプライアンスに関する事項

- (1) コンプライアンス（法令等遵守）に係る統括及び指導に関する事項
- (2) コンプライアンス関連情報の収集及び管理に関する事項
- (3) 証券事故及び顧客との紛争等の処理に関する部店への指導、弁護士への委嘱及び主務官庁、業界団体への届出等に関する事項
- (4) 顧客の苦情処理、紛争処理等に関する事項
- (5) 広告業務に係る審査等に関する事項
- (6) その他これに附帯する事項

2. 法務に関する事項

- (1) コンプライアンス関連の法令遵守等に関する事項
- (2) その他これに附帯する事項

3. 売買管理に関する事項

- (1) 有価証券等の売買管理に関する事項
- (2) 主務官庁等への調査資料提出に関する事項
- (3) 内部者取引の売買管理に関する事項
- (4) 役職員の証券投資に関する事項
- (5) 5%ルールに係る届出及び指導等の総括に関する事項
- (6) その他これに附帯する事項

4. 業務管理に関する事項

- (1) 業務管理に係る調査に関する事項

- (2) 受渡に係る異例事項の状況把握並びに指導に関する事項
- (3) 顧客の口座開設に係る審査及び顧客取引状況の把握並びに指導に関する事項
- (4) アテンション口座の把握並びに指導に関する事項
- (5) 取引の公正確保に係る諸法令・諸規則及び社内規程の遵守状況の把握並びに指導に関する事項
- (6) その他これに附帯する事項

5. リスク管理に関する事項

- (1) 有価証券の自己勘定取引に対する市場リスク限度枠の設定及び商品別与信リスク限度枠の設定並びにこれら管理に関する事項
- (2) 与信リスク管理に係る提案、提言及び与信リスク管理手法の研究、開発に関する事項
- (3) 総合的リスク管理に関する事項
- (4) 外部委託先の情報管理に関する事項
- (5) その他これに附帯する事項

6. 情報管理に関する事項

- (1) コンプライアンス関連及び顧客に対する情報管理に関する事項
- (2) その他これに附帯する事項

7. 業務処理に関する事項

- (1) 事務処理要項の作成に係る業務の総括に関する事項
- (2) 新商品の開発に伴う制度改定及び事務処理変更等に係る社内外への対応並びに調整に関する事項
- (3) 法定帳簿に関する事項
- (4) 業務処理に係る部店指導に関する事項
- (5) 業務処理等に係る部店窓口業務に関する事項
- (6) その他これに附帯する事項

8. お客様相談窓口に関する事項

- (1) 顧客からの苦情、相談等の対応に関する事項
- (2) その他これに附帯する事項

<監査部の業務分掌>

監査部は、次の事項を分掌する。

- 1. 内部管理に係る諸法令・諸規則及び社内規程の遵守状況の監査及び監査の企画並びに指導に関する事項
- 2. 本部及び営業部店の一般事務の検査に関する事項
- 3. 事故発生部店の特別検査及び調査に関する事項

4. 外部監査等に係る業務に関する事項
5. 監査等委員会の職務補助に関する事項

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

① 顧客分別金信託の状況

項 目	2026年3月31日 現在の金額	2025年3月31日 現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	2,845 百万円	3,189 百万円
期末日現在の顧客分別金信託額	2,854 百万円	3,191 百万円
期末日現在の顧客分別金必要額	3,214 百万円	2,669 百万円

② 有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等を除く。）の分別管理の状況

イ 保護預り等有価証券

有価証券の種類		2026年3月31日現在		2025年3月31日現在	
		国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株 券	株数	117,911 千株	1,356 千株	114,575 千株	1,743 千株
債 券	額面金額	46,821 千円	14,026 百万円	34,887 百万円	12,387 百万円
受益証券	口数	206,039 百万口	13,570 百万口	202,020 百万口	10,970 百万口
その他	額面金額	18 百万円	—	13 百万円	—

ロ 受入保証金代用有価証券

有価証券の種類		2026年3月31日現在	2025年3月31日現在
		数 量	数 量
株 券	株数	155 千株	183 千株
債 券	額面金額	—	—
受益証券	口数	31 百万口	67 百万口
その他	額面金額	—	—

ハ 管理の状況

金融商品取引法第 43 条の 2 又は 43 条の 3 の規定に基づいて分別管理しております。

- ・ 保護預り有価証券・・・自己の有価証券と区分して、(株)証券保管振替機構等において確実にかつ整然と管理しております。
- ・ 代用有価証券・・・・・・自己の有価証券と区分して、(株)証券保管振替機構等において確実にかつ整然と管理しております。
- ・ 金 銭・・・・・・自己の固有財産と分別して信託銀行に「顧客分別金信託」として信託しております。

「分別管理」とは、証券会社がお客様からお預りした有価証券・金銭を、万が一経営が破綻した場合でも、確実にお客様に返還できるよう管理・保管することです。

1998 年 12 月に施行された改正証券取引法によって、1999 年 4 月から全ての証券会社に分別保管が義務付けられました。

当社では、2007 年 10 月の開業時よりお客様からお預りした有価証券については自社の固有財産と分別して、お客様名義での管理・保管を行っております。

また、証券会社の破綻の際に一般債権として取り扱われる可能性の高い預り金、証拠金、保証金等の金銭についても、「顧客分別金信託」として信託銀行に信託しており、お客様がより一層安心してお取引いただける分別保管体制を整えております。

さらに、2003 年 3 月期から顧客資産の分別保管の適正な実施を確保するため、定期的な外部監査法人等による監査が義務づけられ、年 1 回以上監査法人のチェックを受けることとなりました。

これらは、2007 年 9 月に施行されました金融商品取引法においても「分別管理」として引き継がれております。

③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当ありません。

④ 有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引法施行令第 1 条の 12 第 2 号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況

該当ありません。

（2）金融商品取引法第 43 条の 2 の 2 の規定に基づく区分管理の状況

該当ありません。

（3）金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理（電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）の状況

該当ありません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

1. 当社及びその子会社等の集団の構成

該当ありません。

2. 子会社との商号又は名称、本店又は主たる事業所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当ありません。

VI. 当社の概況及び組織に関する追記事項

「I. 当社の概況及び組織に関する事項」に記載の 2026 年 7 月 31 日現在の状況は次のとおりです。

5. 役員の氏名又は名称

(2026 年 7 月 31 日現在)

役 職 名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代 表 取 締 役 社 長	森藤 清政	有	常 勤
代 表 取 締 役 副 社 長	黒崎 陽介	有	常 勤
専 務 取 締 役	岡 誠一郎	無	常 勤
取 締 役	山田 昌樹	無	常 勤
取 締 役	靄井 徳子	無	非常勤
取締役 監査等委員	安富 嘉朗	無	常 勤
取締役 監査等委員	中司 慶太郎	無	非常勤
取締役 監査等委員	原田 浩二	無	非常勤

(注 1) 2026 年 6 月 26 日の定時株主総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（森藤清政、黒崎陽介、岡誠一郎、山田昌樹、靄井徳子）が任期満了となり、新たに取締役として森藤清政（再任）、黒崎陽介（再任）、岡誠一郎（再任）、山田昌樹（再任）、靄井徳子（再任）の 5 氏が選任され就任いたしました。

(注 2) 2026 年 6 月 26 日の定時株主総会の終結の時をもって取締役監査等委員の多賀秀行、原田浩二が任期満了となり、新たに取締役監査等委員として中司慶太郎（新任）、原田浩二（再任）が選任され就任いたしました。

(注 3) 取締役監査等委員のうち中司慶太郎、原田浩二の両氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

以 上